



うえの事務所通信 VOL.54 R8.4.15



事務員 N・K

先日、館林市の城沼で開催されていたさくらまつりに行ってきました。私が行った日はまだ6分咲きくらいではありましたが、屋台やキッチンカーが出ていて、公園内はたくさんの人で賑わっていました。桜の下で新1年生の子供たちがランドセルを背負って写真撮影をしておりとても微笑ましかったです。

東洋大学の是正勧告から読み解く 住宅手当と未払い残業代のリスク



弁護士 上野俊夫

先日、東洋大学が、事務職員への残業代が未払いであったとして行政からは是正勧告を受けました。東洋大学は、未払いがあったこと自体は認めているものの総額や対象人数は精査中としているようです。1年間の未払い額は約1,800万円で、仮に時効にならない3年分支払うとすると5,400万円となります。

報道によれば、残業代を算出する基準となる基礎賃金について本来は住宅手当を含めるべきところ住宅手当を除外していたため、残業代の一部が支払われていなかったとのことでした。

ここまで読んで「あれっ？」と思った方がいらっしゃるかもしれません。「そもそも住宅手当って残業代の基礎賃金から除外できるのではないの？」という疑問を社労士先生や総務の方は持たれたことでしょう。

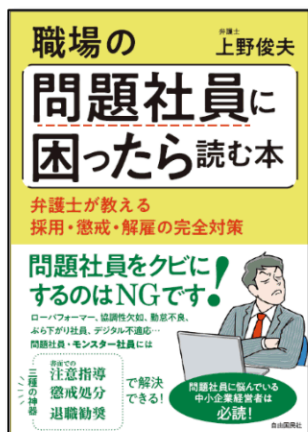
住宅手当は除外賃金であり残業代の基礎賃金から引くことができます。しかし、社員全員に同額の住宅手当を支払っている場合（例えば全員に住宅手当2万円を支払っている場合）、その手当は住宅手当の実質がないとして除外賃金にならないのです。「家を持っている人にも持っていない人にも同額を支払うのならそれは住宅手当ではなく基本給でしょ」ということです。このケースでは2万円は除外賃金にならず残業代の基礎賃金に含まれ、残業代がその分高くなって会社側に不利になります。

ただ、多くの会社では住宅手当について、自宅を持っている場合には2万円、その他の場合には1万円などとして差を設けています。この取り扱いであれば「一律に支払っていないから除外賃金になる」と思うかもしれません。しかし、この場合でも1万円部分は一律に支払われているので、この1万円は除外賃金にはなりません。東洋大学の件はこのケースのように「住宅手当〇万円のうち一律に支払われていた〇万円部分は除外賃金ではない」として是正勧告を受けたのでしょうか。

住宅手当が除外賃金になるかならないかは裁判でもしばしば争いになり、私も何度もこの論点を取り扱いました。一律に住宅手当を支払っているという会社は一律部分は除外賃金とはできませんので、一律部分について除外賃金とする取り扱いをやめるか住宅手当の制度設計を変更した方が良いでしょう。

ちなみに家族手当にも同じ問題があり、一律に支払っている部分については除外賃金とはできませんので、取り扱いに注意する必要があります。

出版書籍のご案内



職場の問題社員に困ったら読む本
弁護士が教える採用・懲戒・解雇の完全対策

著者 : 弁護士 上野俊夫
出版社 : 株式会社自由国民社
発売 : 令和7年12月15日
価格 : 1,900円(税抜)



Amazon 購入ページ
はこちら

・・・ひとりごと・・・

近頃、足繁く横浜に通っている私ですが、先日、「春になったら絶対に行きたい」と思っていた桜の名所を訪れました。

それは、横浜市中区にある「三溪園(さんけいえん)」です。

池沿いに咲き誇る桜はとてもきれいで、園内に点在する歴史的な建築とも相まって素晴らしい景色でした。

ぼかぼかとした春の日差しの中、ゆったりと散歩をするのは本当に気持ちの良いひとときでした。

園内は思っていたよりも広く、日頃のデスクワークで運動不足になりがちな私にとっては、図らずも良い運動となりました。

桜や紅葉のシーズンは、チケット窓口が驚くほどの長蛇の列になりますので、これから訪れる予定のある方は、事前に電子チケットを購入しておくのがおすすめです。



事務員 R・H



出版記念セミナー

書籍出版を記念し、経営者様・社労士先生向けのセミナーを開催します。ぜひご参加ください

「モニター社員を雇わないための採用技術」

日 時: 令和8年5月20日(水)14時~16時 ※先着28名

場 所: 佐野商工会議所 中会議室

(栃木県佐野市大和町2687-1)

参加費: 無料 (※お申し込みは1社につき2名様まで)



セミナーへの
お申込はこちら



上野労務経営法律事務所

UENO LABOR-MANAGEMENT LAW OFFICE

発行編集責任者 弁護士上野俊夫
〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F
TEL 0276-56-4736 FAX 0276-56-4735
EMAIL info@uenolawoffice.com URL https://uenolawoffice.com
本通信は弁護士職務基本規程における広告に該当します